

中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 33)

(大学名) 横浜国立大学

中期目標	中期計画
<p>(前文)大学の基本的な目標 横浜国立大学は、文明開化の発信地であり高度の産業が集積する横浜に生まれ育った高等教育機関として、自由な学風の下、実践性・先進性・開放性・国際性を精神とする教育と研究により、社会の中核となって活躍する多くの人材を育成し、社会基盤を支える研究成果の発信で社会に貢献してきた。 現在、我が国だけでなく世界の持続的発展にとって障害となる諸課題が顕在化してきている。社会が直面する諸課題の解決に国際的視点から貢献するイノベティブな人材を育成し、新たな「知」を創造・発信する。人々や社会に応えていくべき大学の使命は、過去に比べて極めて高く重くなっている。 そこで、本学は、「人々の福祉と社会の持続的発展に貢献する」ことを大学の理念として、「創造性ある高度専門職業人養成」を責務とし、「実践的学術の国際拠点」として充実することを大学全体の目標として掲げ、上記の課題等に積極的に応える方針を共有し、国立大学としての社会的責任を果たすことを目指す。同時に学内の各組織は、それぞれが担うべき意義と使命を明らかにして目標を定め、大学諸機能を着実に進化させる。特に各教育組織においては、教育目標すなわち育成人材像を示してその体系的教育を実施する。 全国大学の中で本学が担うべき機能・役割は、「創造性ある高度専門職業人養成」と「実践的学術の国際拠点」を掲げ、大学の個性を伸ばし、高度の研究をベースにした教育を行うことである。また、国立大学としての公共性を踏まえつつ、人々と社会に寄与する「社会貢献」の役割を担っていく。</p>	
<p>中期目標の期間及び教育研究組織 1 中期目標の期間 平成22年4月1日から平成28年3月31日までとする。 2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部、研究科(学府を含む)を置く。</p>	

<p>I. 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標 (指導的実践的人材の育成) 1. 21世紀知識基盤社会の発展に貢献しうる創造性に富み、高い倫理観のもとに国際的視点から活躍できる指導的実践的人材を育成する。</p>	<p>I. 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置 (入学者受入れ方針と学位授与方針の明確化と教育課程編成等の充実) 1-1 すべての学部と大学院において、入学者受入れ方針と学位授与方針、到達目標及び育成人材像を「YNUイニシアティブ」として具現化し、広く社会に公表するとともに、教育課程編成・実施方針に反映させる。 (教育の質の保証) 1-2 単位制度の実質化等により卒業生、修了生に対して「YNUイニシアティブ」が求める教育の質の保証を行い、国際的に通用する実践的かつ先進的な学力と能力を身につけた指導的人材を社会に送り出す。</p>
<p>(豊かな人間性, 知的能力, 問題発見・解決能力, 発表・発信能力, 創造性, マネジメント能力などの涵養) 2. 学部においては実践性・国際性を重視した教養教育と専門教育を充実し、大学院にあつては高度な専門教育, 分野融合型教育, 文理融合型教育など多彩な教育をする。これにより、豊かな人間性, 知的能力, 問題発見・解決能力, 発表・発信能力, 創造性, マネジメント能力などを涵養する。特に大学院にあつては、国内外の社会で評価される能力を備え、創造性豊かな高度専門職業人の育成を行い、さらに実践性に富む研究者養成も行う。</p>	<p>(学士力の設定と学生の能力開発) 2-1 学生が在学中に獲得すべき学士力を、教育目標に即して具体的に設定し、講義・実習・実験・ゼミナール・卒業論文指導等を通して、学生の高い能力をバランス良く開発する。 (英語教育の充実) 2-2 英語教育の充実を行うとともに、英語による授業を拡大する。英語による授業のみで修められる教育課程を充実させる。 (協働型の教育カリキュラムの拡充) 2-3 プロジェクトベース学習(課題設定, 解決型学習), インターンシップなど協働型の教育カリキュラムを拡充し、学生の勉学意欲を高める。 (異分野・学際領域教育の充実) 2-4 異分野・学際領域理解のためのカリキュラムを充実させる。</p>
<p>(2) 教育の実施体制等に関する目標 (教養教育・専門教育・大学院教育の実施体制の整備) 3. 学部における教養と専門の教育, 大学院における専門性の高い教育をはじめとする多様な教育を実施するために、学部と大学院教育組織を充実する。同時に、教育の持続性に配慮しつつ、21世紀知識基盤社会, グローバル化した社会に対応した教育組織の見直しと教職員の有効かつ適切な配置を促進する。</p>	<p>(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 (英語教育等教養教育実施組織の充実) 3-1 英語をはじめとする外国語教育, キャリア教育とFD活動の推進のために、教養教育実施組織を充実する。 (副専攻プログラムの拡充) 3-2 異分野・学際領域の理解を促す副専攻プログラムを拡充するなど、学部、大学院の枠を超えた学際融合的な教育を行う。 (重点分野の教育課程の充実) 3-3 医工融合分野及び環境リスク分野等重点領域の教育課程の充実を進める。 (他大学, 海外大学との連携強化) 3-4 他大学, 海外大学との連携を戦略的に強化して教育成果を向上させる。 (教育内容と学位水準の国際化) 3-5 教育内容と学位水準の国際化を促進し、英語による教育を強化する。</p>

<p>(学士課程・大学院課程ごとの組織的な教育改善活動の強化)</p> <p>4. 教育目標、到達目標、育成人材像を実現するため、中規模総合大学としての特質を生かし、効率的に学士課程、大学院課程ごとに組織的な教育改善の活動を強化する。</p>	<p>(教育の質の評価と改善)</p> <p>4-1 教育改善のために、授業評価やFD活動など、PDCA体制を充実させる。</p>
<p>(履修登録、成績評価等、学務事務の効率化・利便性の向上)</p> <p>5. 履修登録、成績評価等、学務事務の効率化・利便性の向上を推進する。</p>	<p>(履修登録等のウェブ化)</p> <p>5-1 全学的なウェブシラバス並びにウェブ成績登録システム等を導入し、履修登録、成績評価等の利便性を向上させる。</p>
<p>(3) 学生への支援に関する目標 (学生支援の充実)</p> <p>6. 学習支援、生活支援、就職支援、メンタルヘルス・ケアなど学生への支援を継続的に実施するとともに、教職員等とのコミュニケーション機会を拡充することなどにより、学生の勉学意欲を高め、教育成果の向上を促進する。</p>	<p>(3)学生への支援に関する目標を達成するための措置 (きめ細かな学習支援、就職支援)</p> <p>6-1 対話型の授業、少人数授業、オフィスアワーによる対面指導などきめの細かい学習支援及び就職・進路指導の実践と情報提供の充実、毎年5%の学生顕彰により、教育効果を高め、教育成果の向上につなげる。</p> <p>(学生生活支援の充実)</p> <p>6-2 奨学金制度や授業料減免制度とともに、本学独自の学生支援制度を活用した経済的支援、及び学生生活に必要な情報と助言の提供ができるよう支援体制を充実させる。</p> <p>(メンタルヘルス・ケア等の推進)</p> <p>6-3 学生に対するメンタルヘルス・ケアを積極的に行い、心の健康作りを促進する。また、快適な教育・研究環境を確保するため、ハラスメントの防止、相談等を促進する。</p> <p>(留学生支援の充実)</p> <p>6-4 留学生の受入れ拡大を推進するため、教育制度面及び教育・生活施設面で、留学生の支援を充実させる。</p>
<p>(キャリア教育、キャリアサポートの充実)</p> <p>7. 高い倫理性を有した健全な社会人の育成という観点からのキャリア教育をさらに充実させる。</p>	<p>(キャリアデザインの推進)</p> <p>7-1 キャリア相談、キャリアデザインファイル、キャリア教育ウェブサイト、インターンシップなど組織的にキャリアサポートを充実させる。</p>

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

(世界の学術をリードする最先端の研究等の推進)

8. 世界の学術をリードする最先端の研究と国の教育・経済・産業・科学技術を先導する研究を、基礎から応用まで幅広く推進する。これにより、国際社会、国と地方公共団体、地域と市民、産業界の広範な活動を支える新たな文化、社会システムと技術のイノベーションを創出し、持続的発展と安心・安全な社会の構築に貢献する実践的学術の国際拠点を目指す。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(重点領域研究の推進)

8-1 全学的な視点に立って部局ごとの研究目的に照らし、効果的な重点研究を定め、プロジェクト研究などの形で組織的に成果を創出する。

(重点領域研究等に関する自己点検・評価・外部評価と研究成果の社会への公表の促進)

8-2 国内外で高い評価を受けている学術誌への論文の投稿をはじめとするさまざまな方法で、研究の独創性と質を常に検証し、またその成果を広く社会に還元する。

(研究成果の基盤強化)

8-3 研究成果を基に科学研究費補助金、共同研究、受託研究の応募・申請・受入により外部資金の獲得を促進し、さらなる研究の発展に資する。

8-4 技術分野、情報・ソフトウェア分野の研究成果を知的財産として適切に確保し、国が推進する知的財産立国の構築に寄与する。

(産業界等との研究の推進)

8-5 産学官公連携により、大学からの知の創出を知の実践へつなげ、地域経済を活性化する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

(優れた研究を生むための効果的な研究実施体制の整備)

9. 教員個人の独創的研究を支援し、新たな概念の創出や研究手法の提案などにより新規な学術の形成を図るとともに、その研究を基に複数の教員の協力によるプロジェクト研究と全学教育研究施設における研究を大学として支援し、学際的研究、文理融合型研究など中規模大学の機動性を活かした分野融合型研究を推進する。こうした本学が強みを持つ研究を一層発展させ、充実させる研究支援体制を構築する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

(優秀な研究人材確保のための方策)

9-1 全学教員枠による教員の採用などにより本学の特徴となる研究を一層発展させる。

(若手研究者育成支援の充実)

9-2 次世代を担う研究者(特に、若手、女性、外国人)育成のための制度を充実させ、資源配分などの面で若手研究者への支援を強化する。

(質の高い研究への重点支援)

9-3 研究の進捗状況、研究成果などの客観的な評価に基づき研究スペース、経費の配分を行い、本学の特徴となる研究を継続的に形成する。

(研究支援環境の充実)

9-4 教員のワーク・ライフ・バランスの推進、研究支援者の採用や研究設備の整備等により、研究支援環境を充実する。

(多様なプロジェクト研究等の形成促進)

9-5 複数の教員の協力によって行われるプロジェクト研究と全学教育研究施設における研究を推進し、学内重点化競争的経費(重点プロジェクト支援分)などにより支援する。

9-6 研究成果と外部資金獲得実績(数及び規模)などにより定期的に全学教育研究施設とプロジェクト研究を評価し、それを基にした見直しにより、研究者等を適切に配置する。

(研究の質の向上を促進するシステム)

9-7 教員個人の独創的研究を評価・顕彰する制度を設置する。

9-8 大学の個性・特性を活かした学内重点化競争的経費の配分により研究環境を整備し、大学全体として研究の質の向上を促進するシステムを構築する。

<p>3 その他の目標 (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標 (大学の教育研究資源を活用した社会連携と社会貢献) 10. 国際社会・国・地域・市民・産業界のニーズに応える教育と研究を行い、21世紀の知識基盤社会の中核となるナショナルセンター、リージョナルセンターとして大学の社会的使命を果たす。教育、研究、産学連携、社会貢献において、教職員・学生が国際社会、地域社会と向き合い、そこで行動することにより、互いの能力を高めつつ、その発展に寄与し、国際社会、国、そして特に地域の活性化に尽力する。</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置 (1)社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置 (地域連携) 10-1 神奈川県、横浜市、川崎市など周辺地域と本学が相互に支援する関係を構築し、地域のニーズを的確に把握する。さらに、卒業生との連携の強化を行い、大学と社会とのネットワークの構築を促進する。教育研究の成果を的確に発信して地域のニーズに応え、地域の持続的発展に寄与する。 (産学連携) 10-2 国、地方公共団体、学術機関、大学との連携や共同研究と受託研究等による企業との連携により産学連携を積極的に推進する。 (社会貢献) 10-3 社会連携を生かし、大学が実施する公開講座、図書館の公開、学内施設の貸し出しなどにより、地域と大学の連携を一層深める。また、市民ボランティアの学内活動、学生・教職員の学外活動を促進し、地域と大学双方の活性化に寄与する。 10-4 学生と教職員が計画・実施した優れた活動を顕彰することにより、社会貢献への積極的な関わりを大学として支援する。</p>
<p>(2) 国際化に関する目標 (海外との交流による国際化) 11. 卓越した実践的学術の国際拠点を形成し、それを世界中どこからも見えるようにすることによって、世界に開かれた大学を実現する。横浜の地理的特性、歴史的背景を活かしたアジア諸国を始めとする各地域で国際交流活動を展開し、留学生受け入れや派遣の充実、国際的交流やネットワークの構築、整備、グローバルな重要課題研究等によって、世界に活躍できる人材の育成と世界から高い評価を得る教育研究活動を展開する。</p>	<p>(2) 国際化に関する目標を達成するための措置 (国際交流の促進と国際化推進組織整備) 11-1 国際戦略推進室による国際交流全般の一元的な取り組みを強化し、アジア諸国を始めとする基幹的交流協定大学との重点的交流など、全学的な国際交流を企画推進する。また、本学独自の国際交流基金を強化活用し、奨学金や招へい・派遣費用の支援を行う。 11-2 ウェブサイトの国際化など、本学の国際プレゼンス強化を促進するほか、学内情報の国際化を実施するとともに職員を含めた英語力向上など支援強化を行い、研究者交流・国際共同研究・コンベンションを推進する。 (国際ネットワークの促進) 11-3 帰国留学生に対するフォローアップ教育事業等を推進する。帰国留学生による海外同窓会ネットワークを整備し、海外リエゾンオフィスを開設して、優れた留学生の獲得、留学生の就職支援などの活動を行う。 11-4 国際教育シャトルベース事業の一環として、本学学生の海外派遣(大学院学生の海外学会出席や研修を含む)への参加奨励を一層推進する。 11-5 本学提唱の国際コンソーシアムである国際みなとまち大学リーグ(PUL)を通じた連携を活用するとともに、国際協力機構、世界銀行や国連大学高等研究所をはじめ国内外の国際機関との教育研究面での実質的な連携を維持し、充実させる。</p>

<p>(3) 附属学校に関する目標 (大学・学部、地域との連携、学校運営の改善) 12. 教育実習・大学との共同研究の役割を一層強化するとともに、地域との連携、小中高連携教育の研究等を通して、神奈川県における初等・中等・特別支援教育の先導的役割とその発信拠点として設置の趣旨に基づいた活動を推進することにより、その存在意義を明確にする。また、自己点検等を実施し、地域、教育委員会と連携しつつ学校の運営改善を一層進める。</p>	<p>(3)附属学校に関する目標を達成するための措置 (大学との共同研究機能を強化) 12-1 小中高との連携を通して、附属学校の教育実習や大学との共同研究機能などを教員養成課程において実施するカリキュラム改革と連動させ、強化する。 (小中高連携教育の研究等の推進) 12-2 小中高連携教育、中高連携教育の推進と研究によって、児童・生徒の発達に即した教育モデルを研究・開発するとともに、小中高大の連続性も視野に入れた大学の教育力の活用の在り方について取り組みを進める。 (地域社会との連携強化) 12-3 教育委員会との人事交流等において、附属学校と地域双方の教育力を高める循環的な地域連携を推進し、特別支援学校ではとりわけ特別支援教育センター的機能を充実することで地域社会との連携を強化する。 (学校運営の改善) 12-4 目標達成のために、自己点検等さまざまな評価を活用することによって、効率化と社会の要請に対応した学校運営に向けた改善を行う。</p>
<p>II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 組織運営の改善に関する目標 (1) 運営体制の改善に関する目標 13. 国立大学法人法の下での運営体制の実質化を進め、社会の要請や国際的・戦略的視点を踏まえた大学運営・大学経営を行う。</p>	<p>II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 (1)運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 13-1 法定会議等の効果的な運営など意思決定の迅速化や、経営協議会における意見の内容及びその反映状況等の情報の公開等による学外者の意見の一層の活用、監事監査や内部監査等の監査結果を踏まえ、透明性を高め、大学運営の活性化に繋がる改善を行う。 13-2 基盤的な教育研究関連経費を安定的に確保し、また、本学の個性・特性を活かした学長等のリーダーシップに基づく学内競争的経費の拡充・重点化を図り、戦略的かつ効果的な大学経営を行う。</p>
<p>(2) 教育研究組織の見直しに関する目標 14. 教育研究に対する社会のニーズを的確に反映し、国際的な視点を踏まえた高度専門職業人養成を中心とした実践的な教育研究を行うため、教育研究ポテンシャル、人材、施設などの資源を有効活用し、学部、大学院の組織編成を行う。</p>	<p>(2)教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 14-1 裾野の広い基本的な資質・能力を育成しうる基盤教育の実施、本学の特徴である高度専門職業人養成機能の一層の充実、実践的学術の国際拠点形成を視野に入れた高度な研究を文理融合的・学際的にも展開しうるように、学内資源を適切に配置し、継続的に見直し改善を行う。 14-2 大学院博士課程、法科大学院、教員養成系学部、その他の学部・研究科等について、新たな社会の要請や時代の変化に対応した整備、見直しを行う。 14-3 部局横断的教育研究組織(全学教育研究施設)について、定期的に点検・評価し、組織の見直しを行う。</p>

<p>(3)人事の適正化に関する目標 15. 国立大学法人に対する社会的な要請を満たすとともに、教育研究機能や学生サービス機能の高い水準を確保しうる人事制度を確立し、その適正かつ弾力的な運用を行う。</p>	<p>(3)人事の適正化に関する目標を達成するための措置 15-1 専門性の高い業務に対応するため、研修による人材育成、能力・実績を重視した処遇など人事制度等を整備する。 15-2 女性(男女共同参画の推進)、外国人等に配慮し、多様性を考慮した人事の方策を整備する。 15-3 教員の個人業績評価を充実させ、その結果を給与等の処遇に反映させるなど諸活動の活性化・高度化に役立てる。</p>
<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標 16. 大学運営を機能的かつ戦略的に行うため、効果的な事務組織編成と適正な人事配置を行う。</p>	<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 16-1 運営体制の改善と教育研究組織の改編に事務処理体制を対応させるために、不断の点検と見直しを行う。</p>
<p>17. 大学の財務・予算システム等や事務処理の方法を見直し、業務の効率化・合理化を促進する。</p>	<p>17-1 財務・予算システム等の見直し改善、業務フローの見直し、アウトソーシングの活用などにより、業務の効率化を進める。</p>
<p>18. 大学の情報化グランドデザインに即して、業務・情報システムの最適化等を進め、業務運営の簡素化・効率化・合理化を推進する。</p>	<p>18-1 情報システム構築等の際のCIO(情報化統括責任者)との事前協議、情報システムの集約・一元化、認証基盤の統合化などにより、費用対効果や業務効率化等の観点から改善を行う。</p>
<p>Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 19. 外部資金等の獲得を奨励し、自己収入の増加に取り組む。</p>	<p>Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 19-1 外部資金等の獲得を促進するため、情報収集体制及び契約から執行に至る円滑な実施体制を充実させる。 19-2 産学連携活動をはじめとした大学全体の活動を充実させ、外部資金等の増加を促進する。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標 20. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 また、人件費以外の経費の抑制等を着実に実行する。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 20-1 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 20-2 計画的な業務改善、民間活力の利用、教職員等への啓蒙などにより経費の抑制を行う。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 21. 大学が保有する資産の点検・評価を基礎に、それぞれの特性に応じた効率的・効果的な運用を行う。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 21-1 大学が保有する資産をリスク管理し、効果的運用を行う。</p>

<p>IV. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 22. 教育研究と業務運営等に関する点検・評価を定期的かつ継続的に行い、その結果を有効に活用することにより教育研究等の内容の継続的な改善と高度化につなげる。</p>	<p>IV. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 22-1 認証評価と国立大学法人評価を大学の自己点検・評価として積極的に取り組み、評価の結果を改善と高度化に役立てる。 22-2 各部局では、教員の個人評価を実施し、教育・研究・運営・社会貢献に関する教員の貢献を中長期的視点から評価し、教育研究等の活性化につなげる。 22-3 各部局と全学教育研究施設、及びプロジェクト研究にあつては、組織の必要に応じて自己点検・評価と外部評価を実施することにより、その教育研究成果を検証し、高度化につなげる。</p>
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標 23. 大学の教育研究機能や成果の公開と発信については、大学の基本情報と評価に関する情報をウェブサイトなどの大学の広報媒体や報道機関を通して、定常的に発信し、社会の反応を謙虚に受け止め、大学の諸活動の改善と高度化に役立てる。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置 23-1 大学の社会的評価を高め、教育研究成果による社会的貢献を推進するため、大学の教育研究等の情報を不断に発信する。 23-2 大学の実情等をわかりやすい形で公表することにより、総合的・全体的視点から社会の評価を受け、大学の教育研究活動などを向上させる。</p>
<p>V. その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 (1) 施設設備の整備に関する基本方針 24. 緑豊かなキャンパス環境の計画的な整備、維持保全を行う。 教育研究の組織・運営体制の変化に対応した施設設備の計画的整備を行う。</p>	<p>V. その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 (1) 施設等の整備に関する具体的方策 24-1 現有の緑豊かな環境を重視したキャンパスマスタープランを策定し、計画的な整備、維持保全を推進する。 24-2 民間資金の活用等も図りつつ、教育研究活動及び学生・教職員等の快適なキャンパスライフを支援する施設を整備、充実する。</p>
<p>(2) 施設設備の活用・機能保全・維持管理に関する基本方針 25. 施設の安全性・信頼性を確保し、所要の施設機能を長期間発揮するため、計画的な維持・保全を行うとともに、既存施設についてより一層の有効活用を推進する。</p>	<p>(2) 施設等の有効活用及び機能保全・維持管理に関する具体的方策 25-1 老朽化等による機能低下の防止のため、施設整備等のライフサイクルコストに合わせた計画的な維持・保全を行う。 25-2 施設の点検・評価を実施し、既存施設の有効活用等により、教育研究スペース等の需要変化に対応するとともに、全学共通利用スペースを拡充する。 25-3 エコキャンパス構築指針並びに同行動計画に基づき、地球への環境負荷低減施策を着実に実施する。</p>
<p>2 安全管理に関する目標 26. 日常的な安全性の確保などを着実に行うとともに、災害・感染症の発生など緊急時に対応した安全管理体制の実質化を行う。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置 26-1 安全管理に関する体制の整備を行い、定期的に点検を行う。 26-2 危機発生時における対応の迅速化、部局横断的な連携と体制強化など危機管理体制の充実を行う。 26-3 施設の防犯・防災対策について、定期的に点検調査を行い、必要な設備等の整備を行う。</p>

<p>27. 情報管理の徹底を図るとともに、情報セキュリティの強化を推進する。</p>	<p>27-1 情報セキュリティの向上を目指すため、情報セキュリティ環境及び管理体制を点検・評価し、改善する。</p>
<p>3 法令遵守に関する目標 28. 大学の諸活動の遂行に関し、徹底した法令遵守、倫理の保持等を行う。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置 28-1 内部監査を徹底・充実するとともに、法令遵守体制を強化する。 28-2 研究者倫理、研究費の適切な使用方法等に関して教職員に研修・教育を実施する。</p>
	<p>VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 別紙参照</p>
	<p>VII 短期借入金の限度額 ○ 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 21億円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>
	<p>VIII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画は特にない。</p>
	<p>IX 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、安全で安心な教育研究活動を推進するための基盤的整備・充実及び戦略的な大学改革に必要な業務運営の改善に充てる。</p>

X その他		
1 施設・設備に関する計画		
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
総合研究棟Ⅶ改修(自然科学系)、 総合研究棟Ⅵ改修(電子情報工学系)、 小規模改修	総額 1,734	施設整備費補助金 (1,452)
大岡インターナショナルレジデンス (仮称)(寄付)		財務・経営センター施設費交付金 (282)
<p>(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について22年度以降は21年度同額として試算している。</p> <p>なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>		
<p>2 人事に関する計画</p> <p>1) 専門性の高い業務に対応するため、研修による人材育成、能力・実績を重視した処遇など人事制度等を整備する。</p> <p>2) 女性(男女共同参画の推進)、外国人等に配慮し、多様性を考慮した人事の方策を整備する。</p> <p>3) 教員の個人業績評価を充実させ、その結果を給与等の処遇に反映させるなど諸活動の活性化・高度化に役立てる。</p>		
<p>3 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間を超える債務負担の予定はない。</p>		
<p>4 積立金の使途</p> <p>第一期中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。</p> <p>1) 創立60周年記念事業(大学構内整備事業)の一部</p> <p>2) その他、安全で安心な教育研究活動を推進するための基盤的整備・充実及び戦略的な大学改革に必要な業務運営の改善に係る事業</p>		
別表1(学部, 研究科(学府含む))	別表(収容定員)	

学部	教育人間科学部 経済学部 経営学部 工学部	平成22年度	教育人間科学部 1,840人 (うち教員養成に係る分野920人) 経済学部 950人 経営学部 1,228人 工学部 2,690人
	研究科(学府含む)		教育学研究科 国際社会科学研究科 工学府 環境情報学府 東京学芸大学大学院連合 学校教育学研究科(参加校)
		平成23年度	教育人間科学部 1,840人 (うち教員養成に係る分野920人) 経済学部 950人 経営学部 1,228人 工学部 2,660人
			教育学研究科 260人 (うち修士課程 260人) 国際社会科学研究科 451人 (うち博士課程(前期) 216人 博士課程(後期) 105人 専門職学位課程 130人) 工学府 839人 (うち博士課程(前期) 686人 博士課程(後期) 153人) 環境情報学府 472人 (うち博士課程(前期) 292人 博士課程(後期) 180人)
		平成24年度	教育人間科学部 1,840人 (うち教員養成に係る分野920人) 経済学部 950人 経営学部 1,228人 工学部 2,660人

	<p>教育学研究科 260人 (うち修士課程 260人) 国際社会科学研究科 441人 (うち博士課程(前期) 216人 博士課程(後期) 105人 専門職学位課程 120人) 工学府 839人 (うち博士課程(前期) 686人 博士課程(後期) 153人) 環境情報学府 472人 (うち博士課程(前期) 292人 博士課程(後期) 180人)</p>
平成25年度	<p>教育人間科学部 1,840人 (うち教員養成に係る分野920人) 経済学部 950人 経営学部 1,228人 工学部 2,660人</p> <p>教育学研究科 260人 (うち修士課程 260人) 国際社会科学研究科 441人 (うち博士課程(前期) 216人 博士課程(後期) 105人 専門職学位課程 120人) 工学府 839人 (うち博士課程(前期) 686人 博士課程(後期) 153人) 環境情報学府 472人 (うち博士課程(前期) 292人 博士課程(後期) 180人)</p>
平成26年度	<p>教育人間科学部 1,840人 (うち教員養成に係る分野920人) 経済学部 950人 経営学部 1,228人 工学部 2,660人</p>

教育学研究科 260人
 (うち修士課程 260人)
 国際社会科学研究所 441人
 (うち博士課程(前期) 216人
 博士課程(後期) 105人
 専門職学位課程 120人)
 工学府 839人
 (うち博士課程(前期) 686人
 博士課程(後期) 153人)
 環境情報学府 472人
 (うち博士課程(前期) 292人
 博士課程(後期) 180人)

平成27年度

教育人間科学部 1,840人
 (うち教員養成に係る分野920人)
 経済学部 950人
 経営学部 1,228人
 工学部 2,660人

教育学研究科 260人
 (うち修士課程 260人)
 国際社会科学研究所 441人
 (うち博士課程(前期) 216人
 博士課程(後期) 105人
 専門職学位課程 120人)
 工学府 839人
 (うち博士課程(前期) 686人
 博士課程(後期) 153人)
 環境情報学府 472人
 (うち博士課程(前期) 292人
 博士課程(後期) 180人)

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
 1. 予算
 平成22年度～平成27年度 予算
 (単位：百万円)

区分

金額

収入	
運営費交付金	49,418
施設整備費補助金	1,452
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	282
国立大学財務・経営センター施設費交付金	35,775
自己収入	35,124
授業料及入学金検定料収入	0
附属病院収入	0
財産処分収入	651
雑収入	10,835
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	0
長期借入金収入	
計	97,762
支出	
業務費	85,193
教育研究経費	85,193
診療経費	0
一般管理費	1,734
施設整備費	0
船舶建造費	10,835
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	0
長期借入金償還金	97,762
計	
[人件費の見積り]	
中期目標期間中総額 65,146百万円を支出する。(退職手当は除く。)	
注)人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。	
注)退職手当については、国立大学法人横浜国立大学教職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。	
注)組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。	
[運営費交付金の算定方法]	
○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。	

I〔一般運営費交付金対象事業費〕

①「教育研究等基幹経費」:以下の事項にかかる金額の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

②「その他教育研究経費」:以下の事項にかかる金額の総額。F(y-1)は直前の事業年度におけるF(y)。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員(①にかかる者を除く。)の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員(役員を含む)の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

〔一般運営費交付金対象収入〕

③「基準学生納付金収入」:当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)

④「その他収入」:検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同Ⅱ〔特別運営費交付金対象事業費〕

⑤「特別経費」:特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

Ⅲ〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

⑥「特殊要因経費」:特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

運営費交付金 = A(y) + B(y) + C(y)

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta (\text{係数})$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha (\text{係数})\} \times \beta (\text{係数}) \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y):教育研究等基幹経費(①)を対象。

F(y):その他教育研究経費(②)を対象。

G(y): 基準学生納付金収入(③)、その他収入(④)を対象。

S(y): 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y): 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y): 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y): 特別経費(⑤)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

I(y): 特種要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ): 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.0\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ): 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金及び国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	96,053
経常費用	96,053
業務費	89,230
教育研究経費	11,053
診療経費	0
受託研究費等	8,203
役員人件費	974
教員人件費	53,140
職員人件費	15,860
一般管理費	3,076
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	3,747
臨時損失	0

収入の部	96,053
経常収益	96,053
運営費交付金収益	49,201
授業料収益	28,323
入学金収益	4,501
検定料収益	1,396
附属病院収益	0
受託研究等収益	8,203
寄附金収益	2,537
財務収益	73
雑益	578
資産見返負債戻入	1,241
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0
注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。	
注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。	
3. 資金計画	
平成22年度～平成27年度 資金計画	
(単位:百万円)	
区分	金額
資金支出	101,021
業務活動による支出	94,310
投資活動による支出	3,452
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	3,259

資金収入	101,021
業務活動による収入	96,028
運営費交付金による収入	49,418
授業料及入学検定料による収入	35,124
附属病院収入	0
受託研究等収入	8,203
寄附金収入	2,632
その他の収入	651
投資活動による収入	1,734
施設費による収入	1,734
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	3,259
注)施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。	